

事務局だより 157号

編集・発行

公益社団法人 摂津市シルバー人材センター
〒566-0021
摂津市南千里丘5-35 電話 06-6381-8181
ホームページ:「摂津市シルバー」で検索
E-mail: settsu-sc@settsu-silver.or.jp

新型コロナウイルスの 感染拡大防止に向けて

大阪府では、まん延防止等重点措置が適用中です。

会員の皆様は多方面で就業され、発注者や市民と接する機会も多いため、ワクチン接種や感染拡大防止のため心掛けをお願いいたします。また、体調不良や濃厚接触者となった場合の対応・連絡については次ページをご覧ください。

女性会員拡大事業

健康管理指導・体操教室の開催

当センターの女性部会・研修推進委員会（会員拡大PT）の企画による、健康管理指導・体操教室を開催します。

これは、女性会員の拡大と健康増進を目的としていますので、参加をご希望の会員さんは友人・知人をお誘いの上、センター事務局までお申込みください。

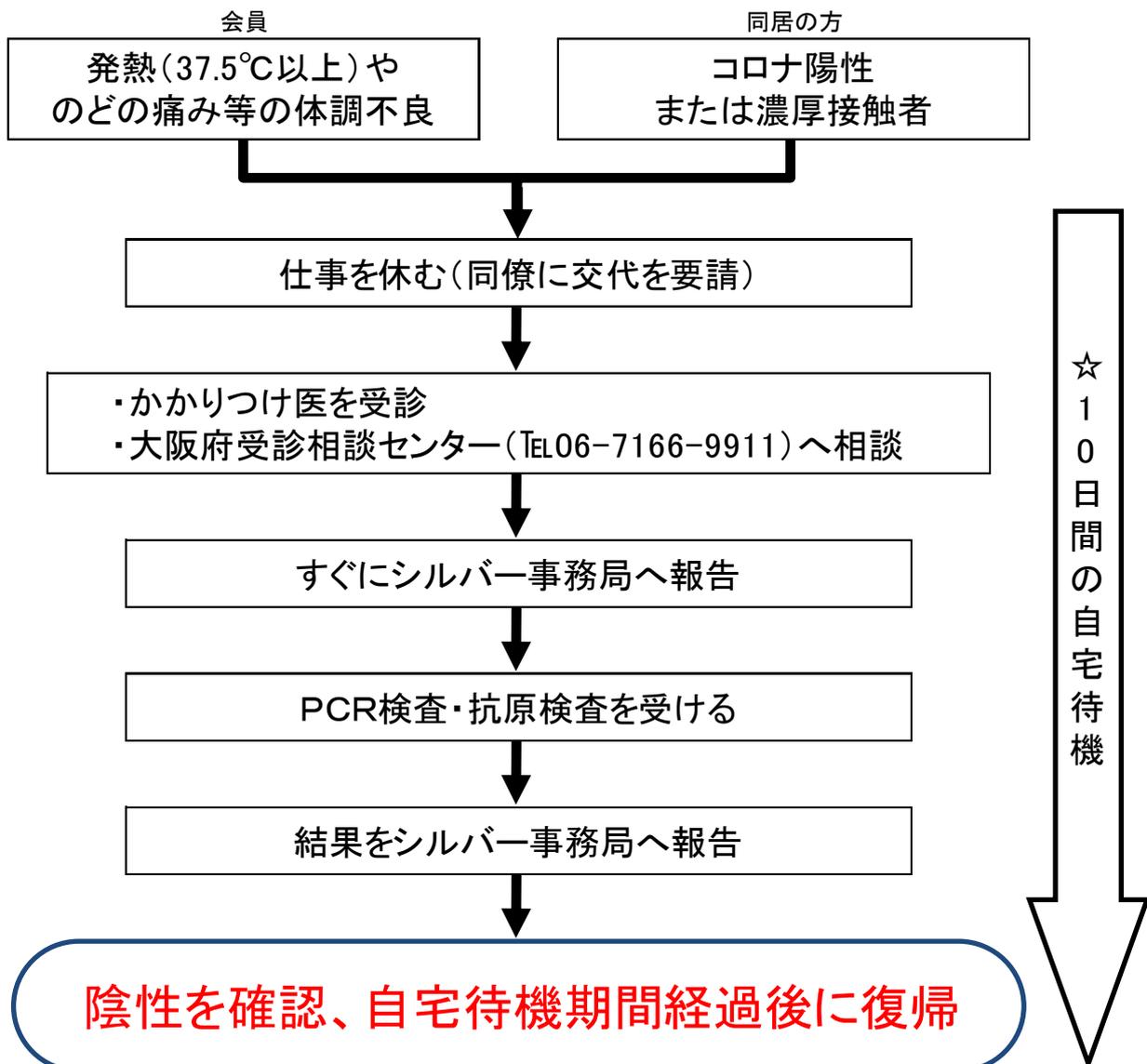


内容	健康管理指導……保健センター保健師 体操教室……健康運動指導士 上村輝美氏 入会説明……センター事務局より
日時	3月16日（水）13時30分～16時頃まで
場所	市立コミュニティプラザ3階コンベンションホール
申込	センター会員とその友人・知人 ※女性限定です。 ※会員のみでの申込みはできません。 申込受付は電話のみ。定員は先着24名 受付：3月3日（木）～
その他	動きやすい服装、運動靴が必要です。 水分補給のための飲み物、タオルは各自でご用意ください。

体調不良・濃厚接触者となった場合の対応について

- ① 発熱（37.5℃以上）や体調不良が認められる場合は、無理をせずに仕事を休みお互い様、助け合いの精神で協力しましょう。
- ② PCR検査や抗原検査を受ける場合は、『検査前に』必ず事務局に報告してください。
シルバー事務局 TEL 06-6381-8181
FAX 06-6381-8180
- ③ 同居の家族が濃厚接触者になった場合は、同居家族全員が「濃厚接触者の濃厚接触者」となり、10日間の自宅待機が必要です。PCR検査の実施については、医療機関や大阪府受診相談センター（TEL06-7166-9911）にお問い合わせください。
※抗原検査が陰性であっても6日目または7日目に再び抗原検査を受け、2回とも陰性でないと完全に陰性とは判断できませんのでご注意ください。
- ④ 同居の家族が「陽性」と診断された場合は、皆さん自身が「濃厚接触者」となります。保健所の指示に従い、PCR検査を受けてください。この場合も10日間の自宅待機をお願いします。
- ⑤ 上記③④の場合も、速やかにシルバー事務局に報告してください。

※ 就業先のグループ内で、この通知内容についてお互いに確認してください。



会員の皆さんが安心して就業できるように 発注者にご迷惑をお掛けしないために

電話の向こうから会員さんの落ち込んだ声が聞こえると、「ケガでもしたのかな？事故があったのかな？」と思ったことがあります。しかし、近頃ではケガや事故以外に新型コロナウイルスとの関係を心配することが増えてきました。それほどまでに、新型コロナウイルスによる第6波は確実に広がっています。

シルバー人材センターは、市役所、民間事業所、個人家庭からも幅広く仕事をいただき、そこで多くの会員が汗を流し、地域社会で活躍していることは大変喜ばしいことです。しかし、体調不良や新型コロナウイルスの感染（濃厚接触）によって仕事に穴を開けることがあれば、依頼主の期待や信頼を裏切ることになりかねませんので、会員の皆さんはご自身の健康管理や感染予防について日頃からの心掛をよろしくお願いします。

またセンターとしましては、次のような取組みを進めて参りますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

- ① 会員に対する手洗い、うがい等の感染予防の呼び掛け。
- ② 感染、濃厚接触者となった会員の状況把握（報連相の徹底）と自宅待機等の措置。
- ③ 急な欠員（自宅待機等）が生じた際に交代が難しい就業先に会員を増員。

就業先の皆さんで相談して増員の要望があれば、至急センター事務局にご相談ください。また、コロナ禍で仕事に穴が開いてしまわないか心配する発注者から相談を受けた場合も、配置の人員増や就業体制の見直しについては優先的に取り組みます。
※募集に当たっては、就業情報掲示板やホームページで公開します。

就業見舞金の支給

新型コロナウイルスの感染拡大により、老若男女を問わず多くの方が影響を受けています。

そのような中、市から摂津市高齢者雇用確保支援金（市内の高齢者（65歳以上）を雇用する事業所への支援金）が当センターに交付されることとなり、この支援金を財源にして会員に就業見舞金（最大1人1万円）を支給いたします。

対象者及び支給額については以下をご覧ください。

対象者	令和3年4～12月度にセンター会員として就業し、配分金または派遣賃金を受け取った方が対象です。
支給額	次の①と②の合計額を支給します。 ① 対象期間中、実際に就業した月数×1,000円 ② 対象となる全期間就業した会員には、別途1,000円を加算
支給日等	令和4年2月25日（金） ※1月度分の配分金と合算して該当する会員の口座へ振り込みます。 ※この見舞金も事業運営協力金の対象です。 ※昨年の就業会員見舞金とは異なり、 確定申告の対象となる可能性 があります。 ※この見舞金を受け取るための手続きは不要です。

安全・適正就業部会より

< 会員の就業に関する規準の一部改正 >

業務等でセンターの公用車を運転する会員の年齢制限について、「満 70 歳以下」を「満 75 歳以下」に規則が改正されましたのでお知らせします。

自宅と就業先までの交通手段は、これまで通り「自転車、徒歩、公共交通機関（交通費は自己負担）」に限ります。マイカー、バイクの使用はできませんので、よろしくお願いします。

< 個人情報保護について >

本人や家族の生年月日、就業先の同僚の住所や電話番号、職歴等、多くの個人情報が私たちの周りにあります。もしも、自分自身や家族の個人情報を第三者が知っているとしたら、どう思われますか？

「信用していた同僚と世間話をした時、家族のことを相談した。しかし、無断で家族のことを他言するなんて裏切られた」と考えてしまい、人間関係を損なってしまうかも知れません。

また、就業先の社員同士の立ち話を偶然聞いてしまった時、社員の机の資料が目に入った時、いかなる内容も、家族であっても絶対に他言してはいけません。

事業部会より

< せつつシルバーフェスタ & シルバー展等の開催について >

「せつつシルバーフェスタ」「シルバー展」「街の美化活動」「ウォーキング大会」の開催について、事業部会で協議しましたところ、新型コロナウイルスの感染拡大状況を鑑み、年度内は開催せず来年度に順延することとなりました。

誠に残念ではありますが、会員の皆さんの健康と安全を第一に考えた措置ですので、ご理解ください。

会員拡大へのご協力について（お願い）

上記のとおり、センター主催行事の開催が 2 年連続で中止となってしまいました。

特に、せつつシルバーフェスタ、シルバー展の開催は、会員の活動を市民の皆さんに知っていただく絶好の機会でもあったので残念でなりません。

『1 会員 1 人声掛け運動』に引き続きご協力を！

これまでに入会された方への聞き取りでは、約半数の方が「クチコミでセンターを知った」と答えています。センターでは、最も有効な会員拡大策として「1 会員 1 人声掛け運動」を引き続き実施します。会員の皆さんには倍旧のご協力をよろしくお願いします。

新入会員 1 名毎に、紹介者には 500 円のクオカードを進呈します。

**クオカード
500円**